

エコ・省エネチャレンジ 利用規約

「エコ・省エネチャレンジ」(以下、「本プログラム」といいます。)利用規約(以下、「本規約」といいます。)は、東京電力エナジーパートナー株式会社(以下、「当社」といいます。)が提供する本プログラムに関する取扱いを定めたものです。なお、本プログラムに関連する他のプログラム(以下、「個別プログラム」といいます。)の取扱いについては、別紙で定めるものとします。

1. 本プログラムの内容

本プログラムは、お客さまに当社が指定する時間帯(以下、「指定時間」といいます。)に節電、および電力需要の創出(以下、「負荷創出」といいます)をお願いするものです。

対象の電気料金プランにご加入中であるお客さまは、本プログラムに参加のお申込みをいただき、当社から送付する節電または負荷創出を依頼するメール(以下、「依頼メール」といいます。)を踏まえて、お客さまが節電または負荷創出した電力量に応じて発行されたポイント(以下、「DR ポイント」といいます)を、くらしTEPCOポイントとして受け取ることができます。

なお、本プログラムに参加のお申込みをしたことをもって、当社が別紙で定める個別プログラムの内容についても同意したうえで、参加のお申込みをしたものとし、お客さまが本規約に同意して参加のお申込みをした日以降に別紙に定める個別プログラムを追加した場合、当該個別プログラムに係る規約についても当該お客さまに適用されるものとします。

また、本プログラムまたは個別プログラムのいずれか1つのみの参加の解除はできないものとします。

2. 適用期間・参加期間

本規約の適用が開始される期間(以下、「適用期間」といいます。)は、当社がお客さまのお申込みを承諾した日からお客さまが本プログラムの参加を解除された日、対象の電気料金プランの契約が解除され、もしくは終了する日、または当社のWeb会員サービス「くらしTEPCO web」を退会した日(以下、「解除日等」といいます。)までとします。また、お客さまが本プログラムに参加することができる期間(以下、「参加期間」といいます。)は、当社が本プログラムに基づき、当社が依頼メールその他の本プログラムに係るメールを送付した日から解除日等までとします。

※当社は、依頼メールその他の本プログラムに係るメールを、本プログラム専用メールアドレスのドメインである「@derms.jp」から送付いたします。

3. 定義

当社の電気需給約款〔低圧〕および特定小売供給約款に定義される用語は、本規約におい

ても同様の意味で使用します。

4. 適用条件等

当社は、お客さまが以下の全ての条件を満たした場合に、本プログラムを適用します。なお、一部の条件を満たさない場合であっても、当社が必要と認めたときには、本プログラムを適用することがあります。

- (1) 本規約（別紙を含みます。）の全てに同意の上、参加フォームより参加のお申込みをいただき、当社がこれを承諾したこと
- (2) ぐらし TEPCO web の会員であり、かつ対象の電気料金プランに係る当社との需給契約およびメールアドレスを登録していること
- (3) 対象の電気料金プランが適用されているお客さまであること

＜対象の電気料金プラン＞

プレミアム S・L、プレミアムプラン、スマートライフ S・L、スマートライフプラン、ぐらし上手 S・L・X、夜トク 8・12、スタンダード S・L・X・A、アクアエナジー100、動力プラン、深夜電力、深夜電力 マイコン、深夜電力 併用、第2深夜電力、電化上手、おトクなナイト 8・おトクなナイト 10、ピークシフトプラン、低圧高負荷契約（電灯）、低圧高負荷契約（動力）、TEPCO プレミアムプラン for SB、TEPCO プレミアム S for SB、TEPCO プレミアム L for SB、TEPCO プレミアムプラン for エアロテック、TEPCO スマートライフプラン for エアロテック、従量電灯 A・B・C、低圧電力

- (4) 対象の電気料金プランが適用されている需要場所に通信機能を有したスマートメーターが設置されていること

5. 本プログラムとポイント

- (1) 本プログラムでは、(2)に基づき設定される、お客さまごとの標準的な使用量から実際の使用量を差し引いた残りの値を節電量、実際の使用量からお客さまごとの標準的な使用量を差し引いた残りの値を負荷創出量として定義します。お客さまごとの標準的な使用量および実際の使用量の計算は、30分値を1単位として1単位ごとに行い、小数点以下第3位を四捨五入し算定します。節電量および負荷創出量の計算は、お客さまごとの標準的な使用量と実際の使用量の差を、本プログラムの指定時間ごとにそれぞれ合計した上で算定します。なお、本プログラムの指定時間ごとに合計された標準的な使用量より、本プログラムの指定時間ごとに合計された実際の使用量が多い場合は、節電量を 0kWh として取り扱い、本プログラムの指定時間ごとに合計された実際の使用量より、本プログラムの指定時間ごとに合計された標準的な使用量が多い場合は、負荷創出量を 0kWh として取り扱います。
- (2) 標準的な使用量は、お客さまごとの過去の電気の使用状況を活用し、「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」（資源エネルギー庁・令

和 2 年 6 月 1 日最終改定) に基づき算定します。平日の場合は、直近 5 日間 (本プログラムの対象日を含みません。) のうち指定時間における使用量の多い 4 日間の平均使用量、土日祝日の場合は、直近 3 日間 (本プログラムの対象日を含みません。) のうち指定時間における使用量の多い 2 日間の平均使用量となります (平日の場合は直近 5 日間において、土日祝日の場合は直近 3 日間において、指定時間の平均使用量の最小日が複数ある場合は、本プログラムの対象日から最も遠い 1 日を除き、平日の場合は 4 日間、土日祝日の場合は 2 日間で計算します。)。ただし、次に該当する日を除いて、平日の場合は 5 日間、土日祝日の場合は 3 日間となるよう、本プログラムの対象日から過去 30 日以内 (平日および土日祝日) で更に日を遡り、直近日を設定します。

平日の標準的な使用量を算定する場合: 土日祝日、過去の本プログラムの対象日および直近 5 日間 (土日祝日および本プログラムの対象日を除きます。) の指定時間における使用量の総平均値と比較して、(5) に定める指定時間における使用量の平均値が 25% 未満の日

土日祝日の標準的な使用量を算定する場合: 平日、過去の本プログラムの対象日および直近 3 日間 (平日および本プログラムの対象日を除きます。) の指定時間における使用量の総平均値と比較して、(5) に定める指定時間における使用量の平均値が 25% 未満の日

- (3) 対象の電気料金プランが適用されている需要場所に設置されたスマートメーターから送られる 30 分値の使用量をもとに節電量および負荷創出量を計算します。スマートメーター未設置、システム障害、通信障害などにより、使用量データが欠損していた場合は本プログラムの節電量および負荷創出量ならびに DR ポイントの算定対象外です。(2) に基づき設定される標準的な使用量の算定にあたり必要となる日数が足りない場合は、本プログラムの節電量および負荷創出量ならびに DR ポイントの算定対象外になる場合があります。
- (4) 当社は、本プログラムが適用されるお客さまに対し、(5) で定める本プログラムの指定時間の節電量または負荷創出量に応じて、DR ポイントを発行します。DR ポイントは、指定時間ごとおよび対象の電気料金プランごとに節電量または負荷創出量 1kWh あたり 0.1DR ポイント以上で任意で設定し、依頼メールなどによりお知らせします。節電量または負荷創出量が 1kWh に満たない場合は、節電量または負荷創出量に応じて、小数点以下第 3 位を切り上げて DR ポイントを発行します (1kWh あたり 3DR ポイントの場合、節電量または負荷創出量が 0.15kWh であれば 0.45DR ポイント発行します)。なお、参加期間中に対象の電気料金プランを変更した場合、当該変更が DR ポイントの算定諸元に反映される時期にずれが生じる場合があります。
- (5) 本プログラムの対象日および指定時間は当社が任意で設定します。
- (6) 当社は、本プログラムの指定時間を設定したとき、お客さまに依頼メールを送信します。依頼メールは、くらし TEPCO web に登録されているメールアドレス宛に、本プロ

ラム専用メールアドレスから送付します。なお、くらし TEPCO web のメールアドレスを変更した場合、変更の設定に数日を要するため、依頼メールが行き違いとなる場合があります。

- (7) 1つのくらし TEPCO web 会員 ID に本プログラムの対象の電気料金プランに係る需給契約が複数登録されている場合、本プログラムの対象の電気料金プランに係る需給契約は全て DR ポイントの算定対象となります（ただし、プログラム参加期間中にお客さまが対象の電気料金プランの変更等を申し込まれた場合、1つのくらし TEPCO web 会員 ID に登録された同一供給地点特定番号の需給契約は一連のものとしします。）。この場合、DR ポイントは対象の電気料金プランに係る需給契約ごとに算定しますが、特典は DR ポイントを合算したうえで発行します。一方、本プログラムの対象の電気料金プランに係る需給契約が複数あるものの、くらし TEPCO web 会員 ID が需給契約ごとに異なる場合は、くらし TEPCO web 会員 ID ごとに参加のお申込みが必要となります。また、複数のくらし TEPCO web 会員 ID に本プログラムの対象の電気料金プランに係る同一の需給契約が登録されている場合、本プログラムへの参加のお申込みおよびくらし TEPCO ポイントは 1ID のみとなり、別のくらし TEPCO web 会員 ID で参加のお申込みがあったときは、参加が無効となることがあります。
- (8) 引越しや電気料金プランの変更等によって、新たに対象の電気料金プランに係る需給契約を締結し、当該プランが本プログラムに参加のお申込み済みのくらし TEPCO web 会員 ID に登録されていない場合、DR ポイントの算定対象となりません。また、本プログラムに参加のお申込みをされていないくらし TEPCO web 会員 ID に、お申込み済みのくらし TEPCO web 会員 ID を統合する場合、お申込みされていないくらし TEPCO web 会員 ID に登録されている対象の電気料金プランは DR ポイントの算定対象となりません。お申込みをされていないくらし TEPCO web 会員 ID で参加のお申込みをいただくことで、当該くらし TEPCO web 会員 ID に登録されている全ての対象の電気料金プランが DR ポイントの算定対象となります。
- (9) 本プログラム参加期間中に対象の電気料金プランに係る需給契約の契約上の地位の移転が行われたときは、当該需給契約については、契約上の地位の移転前のお客さまの本プログラムへの参加の解除がなされたものとしします（契約上の地位の移転から本プログラムへの参加の解除までには数日を要するため、依頼メールその他の本プログラムに係るメールの配信が行き違いとなる場合があります。）。なお、移転後のお客さまに本プログラムは適用されません。本プログラムの適用には、移転後のお客さまご自身で参加のお申込みをしていただくことが必要です。
- (10) 本プログラム参加期間中、お客さまが本プログラムで獲得した DR ポイント等を速報値（その内容の正確性、完全性等については保証しません。）として依頼メールその他の本プログラムに係るメールにて通知します。なお、当社は本規約に基づき算定した確定値をお客さまにくらし TEPCO ポイントとして発行します。

6. 特典内容

1DR ポイント=1 くらし TEPCO ポイントと換算し、獲得された DR ポイントに応じてくらし TEPCO ポイントを発行します。

なお、小数点以下の端数については、くらし TEPCO ポイントを発行する際に DR ポイントの小数点以下第 1 位を切り上げるものとします。

7. 特典発行時期

当社は、当社がホームページ等で別途定める時期までを目途に、準備が整い次第順次、特典を発行します。また、「6. 特典内容」に基づき算出され、お客さまに発行するくらし TEPCO ポイント数については、くらし TEPCO ポイントの発行をもって通知にかえさせていただきます。なお、ポイント発行手続きを開始した時点で「くらし TEPCO web」を退会している方は、特典発行の対象外とさせていただきます。

※「くらし TEPCO ポイント」は当社の Web 会員サービス「くらし TEPCO web」会員向けのポイントサービスです。「くらし TEPCO ポイント」を利用するには、「くらし TEPCO web」へのご登録が必要です。

※「くらし TEPCO web」の一部サービスのご利用には、当社の電気またはガスの需給契約が必要となります。

※「くらし TEPCO web」サービスの提供内容は一定の予告期間をもって変更、または終了することがあります。サービスの詳細は、当社のホームページをご確認ください。

8. 注意事項

- (1) 当社は、本プログラムの一部業務を SB パワー株式会社（以下、「SB パワー社」といいます。）に委託しております。そのため、お客さまの個人情報（供給地点特定番号、30 分電力量、くらし TEPCO web 会員 ID、電気料金プラン、メールアドレス、本プログラム参加のお申込み日、参加解除日、くらし TEPCO web のお知らせ配信停止設定など）について、本プログラムを実施・運用するために、SB パワー社に提供します。なお、これらの個人情報の管理責任は当社が有するものとします。
- (2) 本プログラムは、参加のお申込みの時点で当社との間で「4. 適用条件等」(3)に定める対象の電気料金プランに係る需給契約が成立しているお客さまのみが対象となります。
- (3) 本プログラムに参加のお申込み済みのくらし TEPCO web 会員 ID に引越し先や別需要場所等で対象の電気料金プランに係る需給契約が登録されている場合は、DR ポイントの算定の対象となります。
- (4) 本プログラムに参加のお申込み後、くらし TEPCO web のお知らせの配信停止設定を行った場合、依頼メールその他の本プログラムに係るメールも届かなくなります。依頼メ

ールその他の本プログラムに係るメールのみの配信停止はできませんので、依頼メールその他の本プログラムに係るメールの配信停止をご希望の場合はくらし TEPCO web のお知らせ配信停止設定をお願いします。

- (5) 本プログラムの参加を解除する場合は、くらし TEPCO web の参加のお申込み画面からお手続きください。なお、くらし TEPCO web のお知らせ配信停止設定や本プログラムの参加の解除には設定に数日を要するため、依頼メールその他の本プログラムに係るメールの配信が行き違いとなる場合があります。
- (6) 本プログラムの参加の解除をお申し出いただいた後、一定の期間内に参加の解除のお申し出および再度の参加のお申込みの両方をされた場合には、参加が継続しているものとみなします。
- (7) 本プログラムの参加のお申込み時点でくらし TEPCO web のメールアドレス登録が完了していない場合や配信停止設定をしている場合、登録メールアドレスを変更した場合、迷惑メール対策として本プログラム専用メールアドレスのドメイン「@derms.jp」を受信設定していない場合は、依頼メールその他の本プログラムに係るメールの配信が行われないことがあります。
- (8) 本プログラムの参加期間中に用いる 30 分値の使用量および対象月の使用電力量は、一般送配電事業者から連携される 30 分電力量および対象月の使用電力量を用います。30 分電力量および対象月の使用電力量は後日訂正されることがございますが、原則、本プログラムでは遡っての訂正はいたしません。
- (9) 本プログラムの参加、お問い合わせ等にかかる通信料はお客さまのご負担となります。
- (10) 本プログラム適用期間中または終了後に、同様または類似のプログラムを行う場合があります。
- (11) 当社は、民法第 548 条の 4 の規定に基づき、本規約を変更することがあります。この場合、変更後の本規約の施行期日以後の本サービス内容は、変更後の本規約によります。また、当社は、本規約を変更する場合、変更後の本規約の施行時期までに、変更後の内容を電磁的方法等によりお客さまにお知らせします。
- (12) 本プログラムは予告なく変更または終了する場合があります。
- (13) 当社は、本プログラムに関連して、当社の責めに帰すべき事由によりお客さまに生じた損害について、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、機器の故障もしくは損傷、負荷創出に伴う電気料金の上昇等の損害・不利益、その他お客さまが被った損害につき、賠償する責任を一切負わないものとし、逸失利益を除く通常かつ現実の損害に限って賠償するものとします。
- (14) 熱中症等にご注意いただくなど、生活に支障をきたさない範囲で本プログラムにおける節電および負荷創出をお願いします。

以上

2023年6月8日 制定

2024年3月29日 改定

エコ・省エネチャレンジ 個別プログラム 利用規約

東京都家庭の節電マネジメント（デマンドレスポンス）事業に基づく節電プログラム

「エコ・省エネチャレンジ 個別プログラム 利用規約 東京都家庭の節電マネジメント（デマンドレスポンス）事業に基づく節電プログラム」（以下、「都追加規約」といいます。）は、東京電力エナジーパートナー株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供する「エコ・省エネチャレンジ利用規約」（以下、「基本規約」といいます。）の追加規約であり、東京都が行う「家庭の節電マネジメント（デマンドレスポンス）事業」（以下、「都事業」といいます。）に基づくプログラム（以下、「都節電プログラム」といいます。）に関する取扱いを定めたものです。

1. 都節電プログラムの内容

都節電プログラムは、都追加規約「4. 適用条件等」に定める全ての条件を満たしたお客さまに適用し、当社からの依頼メールを踏まえて節電に成功した場合、都事業実施要綱に基づき当社からデジタルギフト券を発行するものです。

2. 都節電プログラムの期間

都節電プログラムの期間および参加のお申込みの期間は、都節電推進期間となる夏季5月1日から10月31日まで、冬季12月1日から3月31日までの各期間のうち、当社が任意で定める期間とします。

3. 定義

用語の定義は、「エコ・省エネチャレンジ 利用規約」（以下、「基本規約」といいます。）「3. 定義」を準用するものとします。

4. 適用条件等

当社は、基本規約「4. 適用条件等」および以下の追加条件を満たした場合に、都追加規約を適用します。

【追加条件】

- ・都節電プログラムの期間中において、くらしTEPCO web 会員 ID に登録された対象の電気料金プランに係る需要場所が東京都内にあること

5. 都節電プログラムとポイント

都節電プログラムの内容は、基本規約「5. 本プログラムとポイント」（ただし、(4)(7)(8)(10)を除きます。）を準用するものとします。

6. 節電成功日数の判定

- (1) 対象の電気料金プランに係る需給契約について、都節電プログラムの各期間において当社が任意で設定した日の本プログラムの指定時間の節電量が 0.01kWh 以上となった場合、節電に 1 日成功したものとします。
- (2) 1 つのくらし TEPCO web 会員 ID に対象の電気料金プランに係る需給契約が複数登録されている場合、需給契約ごとに節電に成功した日数をカウントします（ただし、期間中にお客さまが対象の電気料金プランの変更等を申し込まれた場合、1 つのくらし TEPCO web 会員 ID に登録された同一供給地点特定番号の需給契約は一連のものとして扱います。）。この場合、節電に成功した日数は電気料金プランに係る需給契約ごとにカウントしますが、特典は合算し発行します。一方、対象の電気料金プランに係る需給契約が複数あるものの、くらし TEPCO web 会員 ID が需給契約ごとに異なる場合は、くらし TEPCO web 会員 ID ごとに参加のお申込みが必要となります。また、複数のくらし TEPCO web 会員 ID に対象の電気料金プランに係る同一の需給契約が登録されている場合、参加のお申込みおよび特典発行は 1ID のみとなり、別のくらし TEPCO web 会員 ID で参加のお申込みがあったときは、参加が無効となることがあります。
- (3) 都節電プログラムの各期間のそれぞれにおいて節電に成功した場合、「7. 特典内容」に定める特典を発行するものとし、その通知は、特典発行をもって行うものとします。
- (4) 引越しや電気料金プランの変更等によって、新たに需給契約を締結し、当該需給契約が本プログラムに参加のお申込み済みのくらし TEPCO web 会員 ID に登録されていない場合、節電成功日数の算定対象となりません。また、本プログラムに参加のお申込みをされていないくらし TEPCO web 会員 ID と、お申込み済みのくらし TEPCO web 会員 ID を統合する場合、お申込みされていないくらし TEPCO web 会員 ID に登録されている対象の電気料金プランは節電成功日数の算定対象となりません。お申込みをされていないくらし TEPCO web 会員 ID で参加のお申込みをいただくことで、当該くらし TEPCO web 会員 ID に登録されている全ての対象の電気料金プランが節電成功日数の算定対象となります。

7. 特典内容

(1) 特典内容

対象の電気料金プランに係る需給契約において、都節電プログラムの各期間中に節電に成功した場合、成功した日数に応じて、1 日あたり 200 円相当のデジタルギフト券を、総額 1,000 円相当を上限として、都節電プログラムの各期間終了後に 1 回のみ発行いたします（当該期間において当該電気料金プランがアクアエナジー100、くらし上手 S・L・X の場合、成功した回数に応じて、1 日あたり 400 円相当のデジタルギフト券を、総額 2,000 円相当を上限として、都節電プログラムの各期間終了後に発行いたします）。

デジタルギフト券の種類については当社が決定します。

(2) 特典発行方法

特典はくらし TEPCO web 会員 ID ごとに合算して発行します。特典の発行にあたっては、お客さまのメールアドレスを特典発行に関する委託先に提供することがあります。
※特典の内容は予告なく変更することがあります。

8. 特典発行時期

当社が別に定める時期までを目途に、それぞれの期間ごとに特典を発行します。特典発行の有無および特典額の周知については、発行をもってかえさせていただきます。なお、当社が特典の発行手続きを開始した時点で「くらし TEPCO web」を退会している場合、登録メールアドレスを変更した場合、迷惑メール対策などで特典をお送りするためのメールアドレスのドメインを受信設定していない場合および「くらし TEPCO web」に登録されたメールアドレスに特典発行に係るお知らせメールをお送りしても届かない場合は、原則として、特典発行の対象外とさせていただきます。

9. 注意事項

注意事項は、基本規約「8. 注意事項」を準用するものとし、その他事項については、基本規約に定めるところによるものとします。

なお、都事業の補助金の上限額を超える場合その他補助金交付対象外と判断された場合は、特典発行の対象外となることがあります。

また、高圧一括受電のマンションなどにお住まいの方は、本プログラムにご参加いただけません。

10. その他

当社は、都追加規約が適用されるお客さまに対し、東京都が提供する気候変動対策等に関する情報（HTT 情報）をメールにてお送りします。

以上

2023年6月8日 制定

2023年12月1日 改定

2024年3月29日 改定